

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

平成 29 年 8 月 23 日

分任支出負担行為担当官

関東技術事務所長 鈴木 勝

### 1 調 達 内 容

#### (1) 業 務 件 名

H 29 建設技術展示館リニューアル業務（電子調達システム対象案件）

#### (2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

本業務の概要は、以下のとおりとする。

1 . 計 画 準 備

2 . パネル・看板の製作・据付等 1 式

- 3 . 屋 内 展 示 場 レ イ ア ウ ト 変 更 作 業 1 式
- 4 . ト ピ ッ ク コ ー ナ ー 展 示 ブ ー ス 改 造 1 式
- 5 . 展 示 ブ ー ス 壁 紙 貼 り 替 え 1 式
- 6 . ス ク リ ー ン 清 掃 及 び 滑 車 整 備 1 式
- 7 . 床 補 修 1 式
- 8 . 廃 棄 物 の 処 理 1 式

(3) 履 行 期 間

契 約 の 翌 日 か ら 平 成 30年 2 月 28日 ま で

(4) 履 行 場 所

千 葉 県 松 戸 市 五 香 西 6 - 1 2 - 1

関 東 技 術 事 務 所

(5) 入 札 方 法

落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た  
金 額 に 当 該 金 額 の 100分 の 8 に 相 当 す る 額 を 加  
算 し た 金 額 ( 当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る  
と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額 と す  
る 。 ) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は  
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る  
か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契  
約 希 望 金 額 の 108分 の 100に 相 当 す る 金 額 を 入 札

書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

#### (6) 電子調達システム（G E P S）の利用

- 1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（I Cカード）を取得していること。また、確認書を3(1)の問い合わせ先に事前にF A Xにて提出すること。
- 2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

## 2 競争参加資格

### (1) 入札参加者に要求される資格

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はB等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があ

り、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦ 入札説明書の交付を直接受けた者であること。（3(3)の交付方法により直接入札説明書を手にした者であること。）

⑧ 本業務と類似する業務の実績があることを証明した者であること。

なお、「本業務と類似する業務」とは、国・都道府県・政令市・特殊法人（別紙1）（以下、国等）が発注した、国等の施設に看板やパネルを設置した業務で、平成24年度以降に完了したものとする。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

### 3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等・入札

書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPPS)

<https://www.geps.go.jp/>

〒270-2218

千葉県松戸市五香西6-12-1

関東技術事務所 経理課 専門官

電話 047-389-5122 内線 230

FAX 047-389-5128

(2) 紙入札方式による証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- 1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成29年8月23日から平成29年9月26日までとする。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等、USBは不可)

を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成29年8月23日から平成29年9月25日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、8時30分から17時15分まで(最終日は16時まで)とする。

(4) 電子調達システムによる証明書等の提出期限、

紙入札による証明書等の提出期限

平成29年9月7日 13時00分

(5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、

紙入札による入札書の提出期限

平成29年9月25日 16時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成29年9月26日 11時00分

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。

(3) 入札者に要求される事項

- 1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。
- 2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出しなければならない。



(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札(電子調達システム)に際しての注意事項参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 別紙ー 1

業務実績対象機関に示す特殊法人等は下記のとおりとする。

「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。